

神戸市土木工事書類作成マニュアル 改定の概要 （令和7年10月）

- (1) 2-2 施工体制台帳・施工体系図
 - ・書類提出について、建設キャリアアップシステム等により、直接監督員がシステム等で施工体制を参照できる場合は、提出義務が免除となることを追記。
- (2) 2-5 建設業退職金共済制度の履行
 - ・水道工事・交通工事の提出先を修正（水道工事は水道局／交通工事は交通局）
 - ・工事途中で証紙を買い足した場合の提出時期を修正。
（工事完成時まで→工事完成日まで）
- (3) 2-6 現場代理人等の設置通知書
 - ・水道工事・交通工事の提出先を修正（水道工事は水道局／交通工事は交通局）
 - ・書類名称の修正
（監理技術者（補佐）・主任技術者経歴書→主任技術者・監理技術者（補佐）経歴書）
- (4) 2-9 公共工事前払金交付申請書・通知書、中間前金払認定請求書兼認定調書
 - ・水道工事・交通工事の提出先を修正（水道工事は水道局／交通工事は交通局）
 - ・中間前金払を請求する場合の流れを追記。
- (5) 4-3 事故報告書
 - ・請負人の手続きに関する記述を追加
 - ・事故発生の連絡（全ての事故）：事故発生後直ちに
 - ・事故発生報告書（全ての事故）：事故発生後直ちに
 - ・事故報告書（道路に関連する事故）：事故発生から1ヶ月以内
 - ・事故報告書(受注者用)（対象事故のみ）：事故発生から遅くとも2ヶ月以内
※建設工事事務データベースシステム（SAS）への受注者が入力し登録
 - ・監督員の手続きに関する締切を更新、イントラ参照箇所を追記
- (6) 5-3 工事進捗状況表
 - ・「検査システム」の表記を削除
- (7) 7-2 建設リサイクル法第11条に基づく通知、再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）、リサイクル阻害要因説明書
 - ・対象工事を追記。
 - ・申請方法、添付資料を変更（電子メールによる提出可、計画書と工程表の添付不要）。
 - ・リサイクル阻害要因説明書の提出があった場合の提出方法を変更
（フォームより申請→電子メールによる提出）
- (8) 7-3 解体工事に伴う建設資材廃棄物の引渡完了報告
 - ・対象工事を修正
 - ・報告対象工事か不明な場合の対応を修正（環境局環境保全課へ問い合わせ）。
- (9) 7-5 特定建設作業に関する届出
 - ・提出期限を修正（7日前→8日前）。

(10) 8-7 検査通知書

- ・検査日調整：「7 日前までに」を削除
- ・検査予定日等の入力を「工事検査日まで」と追記

(11) 9-6 余裕期間制度を活用する工事

- ・水道工事・交通工事の提出先を修正（水道工事は水道局／交通工事は交通局）